

④ 決算賞与の活用

Q : 今期は、思わぬ受注がとれ、かなり利益が計上されます。今月末が決算なのですが、何かよい方法はないですか？

A : 決算賞与を検討してみてもはどうでしょう。

【解説】

法人税では、使用人に対して支給する賞与は、原則として、その支給をした日の属する事業年度の損金になるとされています。

したがって、決算賞与を今期の損金にしようとする、今期中に支給額を決定して、支給をしなければならないということになりますが、例外的に、次の一定の要件を満たす場合に限り未払賞与でも損金算入を認めることとされていますので、検討してみてもはいかがでしょうか。

- ① その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知していること
- ② ①の通知をした金額を、その通知をしたすべての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること
- ③ その支給額につき、①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

なお、この取扱いは、法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合には適用されないことになっていますので、退職した者についても賞与を支給しなければなりません。注意してください。

